

SNSなどを通じて見知らぬ人同士が知り合い、金銭の貸し借りをすることをうたうもの。個人間融資

であっても、反復継続の意思をもって金銭の貸付けを行う場合には、貸金業の登録を受ける必要があ

る。個人を装ったヤミ金融業者により違法な高金利の貸付けが行われるほか、個人情報が悪用され、更なる犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性がある。契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、法外な高金利の利息などを請求する。

債務者の家具一式を買い取る売買契約を結び、売買代金としてお金を渡す。そして、業者がその家財道具一式を債務者にリースする旨のリース契約を結び、家具はそのまま家に置いておいて，リース料として法外な利息を取る。同様な手口として車リース金融もある。

あたかも低金利で融資するように思わせて多重債務者を呼び込み、「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないのでほかの店を紹介する。」などと言って、他の店で借りるように指示し、そこで借入れした金額の一部を紹介料としてだまし取る。

勧誘のチラシに携帯電話の番号と業者名しか書かず、正体を明かさないまま、違法な高金**利**で小口の融資を行う。

広告の登録番号の表示に架空の登録番号を使**用**したり、他の貸金業者の登録番号を使用するなどして登録業者を装う無登録業者。

クレジット会社等から債権を譲り受けたと偽って債務の返済を求めたり、使ってもいないアダルトサイトの使用料を請求して指定する金融機関の口座に金銭を振り込ませてだまし取る。

融資の約束をした後、保証料などと称して手形、小切手、現金を送付させ、融資を実行しないまま連絡を**絶**ち、だまし取る。融資する前に返済の信用や実績を見せて欲しいと、先にお金を振り込ませ、実際には融資を実行しないでだまし取る。

資金繰りに困った商工業者等に**対**して、即日で融資することをうたい文句にダイレクトメールやファックス等で勧誘し、勧誘に応じると担保代わりに手形や小切手を送らせ融資する。⇒　差入れ手形や小切手の期日が近づくと、最初の業者は厳しく取立てを迫る一方、別の業者から融資の案内が届き、借り換えを勧誘する。⇒　複数の業者が債務者（借入人）情報を共有しており、同一者に次々と融資を行う。⇒　債務者の会社を倒産させまいとする弱みにつけ込んでおり、この方法を繰り返し行うことによって、違法な高金利の借入れを雪だるま式に膨れ上がらせ、やがては破産に追い込む。

チケット（高速回数券など）を代金後払いという形で販売し、チケットを指定した金券ショップなど**に**持ち込むことで現金化させる。業者は一週間後にチケットの販売金額を返済させる。現金化した受取金額と返済金額との差額を利息とみると法外な利息となる。

「消費者金融会社の調査」等の名目で「お金を借りるだけの**ア**ルバイト」と称して消費者金融会社から金銭を借り受けさせ、一定の**ア**ルバイト料を支払った上で「返済はこちらでやっておく」と発行されたカード（暗証番号も）もろとも金銭をだまし取る。集まったお金と**カ**ードで返済と借入を繰り返すため、返済が行なわれている間は発覚せず、長期間だまされていることに気付かない。

「ファクタリ**ン**グ」と呼ばれる売掛債権の買い取りを装い、高額な手数料を差し引いた売掛債権の買い取り代金を支払う（貸し付ける）一方、同債権の売り主をして売掛債権を回収させた後、回収した売掛金を原資として返済させるもの。ファクタリング契約や売掛債権売買契約において、譲受人に償還請求権や買戻請求権が付いている場合、売掛先への通知や承諾の必要がない場合や、債権の売り主が譲受人から売掛債権を回収する業務の委託を受け譲受人に支払う仕組みとなっている場合は、ファクタリングを装ったヤミ金融の可能性がある。

「あなたの債務を整理・解決します」などと広告し、多重債務者から「整理手付金」といった名目で現金などを預かり、整理をしないでだまし取る**。**

***個人間融資***

**ヤミ金融は**

**あなたのすぐそばに**

家具リース金融

紹介屋

～Vol.1 個人間融資編～

**登録詐称業者**

０９０金融

**架空請求**

システム金融

押し貸し

**買取屋**

**チケット金融**

整理屋

**名義貸し**

**ファクタリングの偽装**

ヤミ金融の手口は日々巧妙になっており、

誰もがターゲットになり得ます。

**このチラシはそんなヤミ金融の手口をシリーズ化して、みなさんにわかり**

**やすく解説していきます。**

**第1回目は「個人間融資」についてです。詳しくは裏面をご確認ください！**

**↓　　↓　　↓　　↓**



**個　人　間　融　資**

ヤミ金融からお金を借りると、あっという間に返済額が膨らむ可能性が

あります。返済不能になると勤務先や親兄弟・親類まで脅迫や執拗な

取立てにあい、精神的に追い詰められてしまうことがあります。



**ヤミ金融を利用すると生活が破綻する恐れがあります！！**

（大阪府HP）「悪質業者（ヤミ金融業者）とその手口」はこちら⇒

**～個人間融資の手口～**

個人間融資とは、SNSなどを通

じて見知らぬ人同士が知り合い

金銭の貸し借りをすることです。

個人情報を悪用されるなどして

思わぬトラブルや犯罪被害に

巻き込まれる恐れがあります。

また、法外な利息を課せられ、

返済しなければ脅迫や執拗な

取り立てにあう恐れがあります。

↓　　↓　　↓

相手は甘い言葉で誘ってきます





**今月ピンチの**

**あなたへ！**

**#お金貸します**

**#個人間融資**



**☑**

**☑**

連絡を取ると個人情報などを要求してきます



**DMであなたの個人情報を送ってください！**

**５万円貸します！**

**☑**

犯罪に巻きこまれる可能性があります





被害にあわないようにするには

甘い融資話に惑わされることなく、

個人間融資を利用しないことが

一番の防衛策です。



**20万円**

今すぐ支払え！

**個人情報**

**ばらまくぞ！**

ヤミ金融被害を防止するために、次の対策をとりましょう！

借りる前に金融庁HPで

登録のある貸金業者であるか確認しましょう！



電話で確認をする場合は

大阪府金融課貸金業対策グループまで！

万が一ヤミ金融でお金を借りてしまった場合、

相談窓口へ連絡しましょう！

【きんざい金融ホットライン】

０６－６９４９－６２５９

【悪質商法１１０番】

０６－６９４１－４５９２

【日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター】

０５７０－０５１０５１－

０３－５７３９－３８６１ （IP電話の場合）

大阪府　商工労働部　中小企業支援室　　　　　　　【TEL】　（06） 6210－9506

金融課　貸金業対策グループ　　　　　　　　　　　【FAX】　（06） 6210－9510